

千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元 9 月 2 5 日

千葉県病院事業管理者 齋 藤 康

千葉県病院局規程第 1 2 号

千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

千葉県病院局の職員の給与に関する規程（平成 2 3 年千葉県病院局規程第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5

調整額適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
病院	(1) 医師（麻酔管理業務を行う職員で、管理者が別に定めるものに限る。）	3
	(2) (1) 以外の医師及び歯科医師	2
	(3) 心理療法士、保育士及び医療福祉業務に従事する職員（精神及び感染症病棟に勤務する職員）	3
	(4) (3) 以外の保育士	1. 5
	(5) 理学療法士及び作業療法士	3
	(6) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	2
	(7) 臨床検査技師、臨床工学技士及び衛生検査技師	2
	(8) 視能訓練士	2
	(9) 言語聴覚士	2

(10) 歯科衛生士	2
(11) 薬剤師	1
(12) 栄養士	1
(13) 看護師及び准看護師（精神及び感染症病棟に勤務する職員）	2
(14) (13) 以外の看護師、准看護師及び助産師	0.5
(15) 看護補助員及び看護補助業務を行う技能員（精神及び感染症病棟に勤務する職員）	3
(16) (15) 以外の看護補助員及び看護補助業務を行う技能員	1.5

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の千葉市病院局の職員の給与に関する規程の規定は、令和元年6月1日から適用する。